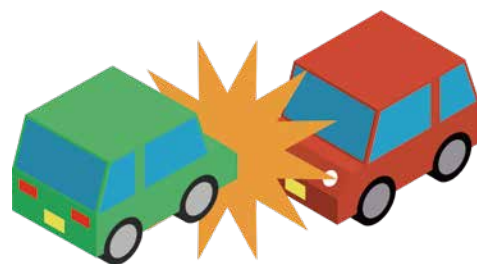


必ず健保組合に届出を!

第三者行為で 保険証を使用するとき



第三者(他人)の行為が原因で病気やけがをしたとき、保険証を使用して治療を受けることができますが、このような場合、健保組合は本来加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求することになります。したがって、保険証を使用して治療を受ける場合は、必ず健保組合へ連絡し、速やかに必要書類を提出してください。

★ 事故にあってしまったら… ★

1 警察に連絡し、加害者を確認

どんなに小さな事故でもまずは警察に連絡を。その後、加害者の氏名・住所・連絡先などを、各種身分証明書で確認しましょう。

自動車事故でけがをしたとき

車種・ナンバー・任意保険加入の有無などを車検証、損害保険の保険証券などで確認を!



2 早めに医療機関を受診

脳や骨などに損傷を受けていることもあります。早めに医療機関を受診し、診断書・領収証をもらっておきましょう。

注意! 示談の前に
健保組合に必ず連絡を!

加害者との話し合いで安易に示談し、損害賠償請求権の一部を放棄してしまうと、健保組合が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。また、後遺症などで後から治療が必要になったとき、健康保険が使えないといった事態を避けるためにも、示談をする前に必ず健保組合へご連絡ください。

3 保険証を使用したら健保組合へ連絡

健保組合へ連絡し、「第三者行為による傷病届」「交通事故証明書」などの書類を速やかに提出してください。

次のような場合も 第三者行為となります

- 自転車にぶつけられてけがをしたとき
- 他人の飼っているペットに咬まれてけがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 工事現場などからの落下物によってけがをしたとき
- 運動中に他人の不注意でけがをしたとき
- お店などの設備の欠陥でけがをしたとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき



自転車に
ぶつけられて
けがをしたとき

任意保険の加入の有無などの確認を!

他人のペットに
咬まれて
けがをしたとき

ペットがワクチンを打っているか、病気をもっていないかの確認を!



自損事故の場合

わき見運転など相手のいない自損事故のけがで治療をする場合でも、確認が必要なため健保組合へ必ずご連絡ください。

業務上の事故の場合

業務中や通勤途中に病気やけがをしたときは、労災保険(労働者災害補償保険)が適用されます。健康保険を使うことはできませんのでご注意ください。

運動も大切

健康でいるためには、食生活と同じくらい運動が大切です。厚生労働省は、ライフステージに応じた健康づくりのための身体活動を推進していますが、身体活動には「運動」だけでなく通勤や買い物、家事や仕事などの「日常生活活動」があります。運動が苦手な人でも、日常生活活動を増やすことでエネルギー消費量が増えて、健康効果を得ることができます。



詳しくは
WEBで▼

